

令和4年度1月農業委員会定例会議事録

召集年月日 令和5年1月13日(金)
 召集場所 西伯郡伯耆町吉長37番地3 本庁舎3階大会議室
 出席者 農業委員 8名、最適化推進委員 11名
 事務局 3名

1 開会宣告	午前9時30分
事務局	これより令和4年度第9回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	会長挨拶
3 議事録署名委員 選任	議事録署名委員は、7番 亀山委員・1番 篠田委員にお願いします。
4 報告事項	
	【報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知書について】
加川議長	報告第28号について、事務局より報告をお願いします。
事務局長	報告第28号1～5番の朗読
加川議長	皆様の方から報告第28号について、何かご質問・ご意見はありますか。
加川議長	ないようですので、報告第28号、報告させていただきます。
	【報告第29号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について】
加川議長	報告第29号について、事務局より説明をお願いします。
事務局長	報告第29号1番～3番の朗読
加川議長	皆様の方から何かご質問・ご意見はありますか。
加川議長	他にないようですので、報告第29号、報告させていただきます。
5 議事	
加川議長	議事に入ります。
加川議長	議案第43号 農地法の非適用に係る証明願の審議について、事務局より説明をよろしくをお願いします。
事務局長	議案第43号1番～2番の朗読
加川議長	事務局の説明が終わりましたが、43号1番の案件につきまして、中曾委員、説明をよろしくお願いたします。
中曾委員	10月5日に妹尾委員、宅野委員、事務局の方とで現地確認を行いました。現地はちょうど伯耆町と南部町の境界に隣接する場所で、長年耕作されておらず、原野化しているのを確認いたしました。農地に戻すのは困難な状態だと思われまますので、審議のほどよろしくお願いたします。
加川議長	その他、立会いされた妹尾委員さん、宅野委員さん、何かこれに対する補足説明はありますか。
妹尾委員	ありません。

宅野委員	ありません。
加川議長	この件につきまして、皆様の方から何かご意見、ご質問等ありますか。
井上委員	10月5日に現地確認をしていたのに、どうして今の時期になってこれを提案されたのか、その辺の経緯について、何かあって遅くなったのですか。
事務局長	申請されなかったからです。12月に申請を受け付けました。 相談があってまずは現地を確認して、それをもって現地確認をさせてもらいましたが、申請があとになって出てきました。 これは事業を実施されるに当たって、そこが適地かどうかというのをいろいろ調整が必要だったので、早めに農業委員さんには確認をしていただきました。
井上委員	はい、わかりました。
加川議長	他にご意見、ご質問等ありませんか。
加川議長	他にご意見、ご質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第43号の1番の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	他にご意見、ご質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第43号の1番の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第43号1番は承認されました。
加川議長	事務局の説明が終わりましたが、43号2番の案件につきまして、亀山委員、説明をよろしくお願ひいたします。
亀山委員	この件につきましては、前回9月頃に、この黒枠のところですけど、1回まわって見させてもらっています。事務局の草原さんからも12月に電話がありましたが、ちょうど雪が降っている時で、見ても変わらないのではないかとということで、立会の方はしていませんので、よろしくお願ひいたします。
加川議長	内田委員さん、何かこれに対する補足説明はありますか。
内田委員	この場所というのは、大体あちこちが原野化してしまっていて、この2カ所が今回出てきたということです。それ以外もあります、今回は見ていません。ずっと見てきたところですので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	この件につきまして皆様の方から何かご意見、ご質問等ありますか。
加川議長	ご意見、ご質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第43号の2番の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第43号2番は承認されました。
加川議長	議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について、事務局より説明をよろしくお願ひいたします。
事務局長	議案第44号の朗読
加川議長	事務局の説明が終わりましたが、44号の案件につきまして立証者の畑委員、説明をよろしくお願ひいたします。
畑委員	現地確認を12月28日に、福島委員、池口委員、事務局からはその前に電話があって、雪が降っているため後日確認するというので、三人で現地確認を行いました。 この件は、お父さんがもう90歳になられて高齢なので、息子さんの方に経営移譲する

	<p>ということの贈与です。</p> <p>現在は息子さんの方が中心になって管理されていますので、何ら問題はありませので、審議のほどよろしくお願いたします。以上です。</p>
加川議長	立会いされた福島委員さん、何かこれに対する補足説明はありますか。
福島委員	さきほどの畑委員の説明のとおりですので、審議のほどよろしくお願いたします。
加川議長	立会いされた池口委員さん、何かこれに対する補足説明はありますか。
池口委員	畑委員の言われるとおりですので、審議のほどよろしくお願いたします。
加川議長	その他、皆様方の方で何かこれに対するご意見・ご質問等ありますか。
加川議長	他にご意見、ご質問がないようですので、採決に入りたいと思います。議案第44号の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第44号は承認されました。
加川議長	続きまして、議案第45号農用地利用集積計画の審議について、事務局より説明をお願いたします。
事務局長	<p>議案第45号 農用地利用集積計画の審議についてです。</p> <p>この審議につきましては、亀山委員に関する案件と、宅野委員に関する案件と、加川議長に関する案件にそれぞれ個別の案件がありますので、このあと総括の説明をしてから、各委員には一時ご退席いただいて、それらを先に審議したいと思いますので、よろしくお願いたします。</p> <p>45号-1 亀山委員の農用地利用集積計画に関する案件(台帳 19-21)、朗読</p> <p>45号-2 農事組合法人岩屋谷農場の農用地利用集積計画に関する案件(台帳 32-57, 59-61, 63-108, 111, 113-115, 122-175, 179-182, 186-211)、朗読</p> <p>45号-3 農事組合法人伯耆の郷の農用地利用集積計画に関する案件(台帳 62, 109-110, 116-117, 176, 177, 185, 265)、朗読</p> <p>45号-4 その他の者による農用地利用集積計画に関する案件、上記以外の台帳番号朗読</p> <p>亀山委員の案件を先に審議したいと思います。</p>
加川議長	それでは亀山委員さん、ご退席をお願いたします。
亀山委員	退席
加川議長	亀山委員の案件19~21番につきまして、皆様何かご質問等ありますか。
加川議長	皆様からご質問等ありますか。
加川議長	質問がなければ採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	以上で、議案第45号-1、台帳番号19-21番は承認されました。
加川議長	亀山委員さんの案件は、全員賛成ですので、ご着席下さい。
亀山委員	着席
野坂委員	この審議についてですが、今関係委員さんに退席してもらっていますが、売買ではないのですから、退席しなくてもよいのではないのでしょうか。
加川議長	以前に、自分の関係する審議については退席するということで、皆様の合意を得ています。

井上委員	何かそういった決まりがあるのではないですか。
事務局長	審議には参加しないが、着席はしていてもいいのではないかとことです。それはそれでいいのではないかと思います。
畑委員	差し控えるのは発言ですから。 今言われるように、改正された農地法で、本人がいてはいけないということなら、退席することになるのではないですか。
事務局長	そこまでは確認をしていませんが、そういうことまではないと思います。
加川議長	とくにそれでどうこういうことはないと思います。
事務局長	さらにこの利用権設定についても、今のこの審議は、亀山委員さんではなくて、亀山委員さんから中間管理機構から貸したりする前段の部分だったりしますし、次の分は岩屋谷農場に中間管理事業で利用権設定をするので、直接的には宅野委員さんには関係ありません。ただ後の部分については、関係があります。
内田委員	宅野委員さんが代表ではないのですから、おられてもいいのではないのでしょうか。
事務局長	農事組合法人のメンバーの方には、関係者としてご退席願っています。 ただあくまで利用権設定ですので、発言をするような内容ではありません。 そこは貸したらいけませんとか、そういうことはまずないと思います。
加川議長	むしろ管理してもらって逆にありがたいくらいのことだと思います。
事務局長	では今後は、審議に加わってもらっても、採決をする際に、審議に亀山委員さんは手を挙げずに他の委員さんで審議をさせていただくということで、すすめてよろしいですか。
加川議長	ではそういうことで、審議には加わりますが、採決の挙手の際は当事者には賛成の権利はないということにしますので、よろしくお願いいたします。
加川議長	続きまして、議案第45号-2、台帳番号 32-57, 59-61, 63-108, 111, 113-115, 122-175, 179-182, 186-211 の岩屋谷農場の案件につきまして、皆様何かご質問等ありますか。
加川議長	質問がなければ採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	以上で、議案第45号-2、 台帳番号 32-57, 59-61, 63-108, 111, 113-115, 122-175, 179-182, 186-211 番は、承認されました。
加川議長	次は私の関係案件ですので、議長を交代します。
亀山議長代理	加川議長と交代します。 議案第45号-3 台帳番号 62, 109-110, 116-117, 176, 177, 185, 265 農事組合法人伯耆の郷の案件につきまして、皆様何かご質問等ありますか。
亀山議長代理	質問がなければ採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
亀山議長代理	以上で、議案第45号-3、農事組合法人伯耆の郷の案件 台帳番号 62, 109-110, 116-117, 176, 177, 185, 265 番は、全員賛成、承認されました。
亀山議長代理	議長を交代します。
加川議長	議長を交代します。 あとは一括して審議したいと思います。その他の案件につきまして、皆様何かご質問等

	ありますか。
加川議長	皆様からご質問等ありますか。
加川議長	質問がなければ採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成、議案第45号-4、上記の台帳番号以外の案件は承認されました。
加川議長	議案第46号 農用地利用配分計画(案)の審議について、事務局より説明をよろしくをお願いします。
事務局長	議案第46号 農用地利用配分計画(案)について、朗読 46-1 農事組合法人岩屋谷農場の案件 資料番号 利用配分計画1 46-2 農事組合法人伯耆の郷の案件 資料番号 利用配分計画3 46-3 その他の者による案件 資料番号 利用配分計画上記以外の番号 農事組合法人岩屋谷農場の案件を先に審議したいと思います。
加川議長	農事組合法人岩屋谷農場の案件につきまして、皆様何かご質問等ありますか。
加川議長	質問がなければ採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	以上で、議案第46号-1、資料番号 利用配分計画1は、承認されました。
加川議長	宅野委員さんの案件は、全員賛成、承認されました。
加川議長	次は農事組合法人伯耆の郷の案件ですので、亀山委員に議長代理をお願いします。
亀山議長代理	加川議長と交代します。 農事組合法人伯耆の郷の案件につきまして、皆様何かご質問等ありますか。
畑委員	米30キログラムで3,000円とありますが、この一か所は1,000円とありますが、これはミスプリントですか？ここだけ1,000円ですか。
事務局長	説明していませんでした。1,000円があります。
加川委員	私の方から説明します。これは小作料の話をしたところ、本人の方からの申し出で、1,000円でいいということでしたので、そのようにさせていただきました。
事務局長	こちらの説明不足です。
畑委員	わかりました。
加川委員	そういうことですので、よろしく願いいたします。
亀山議長代理	その他に皆様からご質問等ありますか。
亀山議長代理	質問がなければ採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
亀山議長代理	以上で、議案第46号-2、 利用配分計画3は、承認されました。
亀山議長代理	議長を交代します。
加川議長	議長交代。
加川議長	続きまして、寺内農場の案件につきまして、皆様何かご質問等ありますか。
加川議長	質問がないようですので、採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。寺内農場の案件は承認されました。
加川議長	4番目の南部町の川上美穂氏の案件につきまして、皆様何かご質問等ありますか。
加川議長	質問がないようですので、採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。川上美穂氏の案件は承認されました。

加川議長	5番目、農事組合法人父原の案件につきまして、皆様何かご質問等ありますか。
加川議長	質問がないようですので、採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。農事組合法人父原の案件は承認されました。
加川議長	以上で、議案第46号-3、その他の資料番号の案件は承認されました。
畑委員	よろしいでしょうか。49ページの岩屋谷農場の件ですが、これに全部斜線が引いてありますが、正しいのですか。
事務局長	この案件につきましては、47ページのところに、一番下に添付書類の省略について、該当する場合は以下の区分を記載と書いてあります。A、Bの後に、次裏面にCとありますが、農業委員会が認める農地所有適格化法人なら省略が出来るということになっていきますので、それで省略しています。
事務局	なおかつ再設定の場所なので、これは全部省略しています。
井上委員	伯耆の郷は、省略出来ないのですか。
事務局	伯耆の郷は、新規の農地です。
事務局長	再設定と新規農地の場合は違ってくるということです。
加川議長	わかりましたでしょうか。
畑委員	はい、わかりました。
加川議長	以上で、本日の案件は全て終了しました。
6 その他	
加川議長	その他につきまして、広報委員から何かありませんか。 広報委員会を開催しまして、その話をしていただけたらと思います。
野坂委員	12月9日に広報委員会を開きました。 今月の20日に『令和5年度農作業労働賃金保存版』を各集落、個人に配布しますので、内容を確認してみてください。今から変更は出来ませんが、広報委員会からは、以上です。
加川議長	皆様方から他に何かありませんか。
池口委員	常々疑問に思っていることを事務局に聞いてみたいと思います。 遊休農地とか、荒れている田がありますが、そういう農地を担い手育成機構に申請したら、耕作する人がおられたら、すぐというわけにはいかないでしょうけど、整地していただけるような話にはなりますか。
事務局長	それに近い形にはなります。
池口委員	それは借り手があった場合ですか。
事務局長	それは絶対条件です。
池口委員	はい、わかりました。
事務局長	その借り手の方を町が判断させていただきます。町の方で担い手として、みなされる方であれば、お願いすると思います。 一番怖いのは、ちょっと耕作してみたいという方に、中間管理機構が整地して貸し付けたら、1年で辞めましたということになってしまうことです。これは税金の無駄遣いにもはなはだしいです。 今行っているのは、相手がほぼ認定農業者の方です。

池口委員	個人にはないわけですか。
事務局長	個人です。個人の認定農業者の方が荒れている農地を開墾して、野菜を作られるということで、今年は3ヘクタールくらい耕作されています。 町の補助金も出しています。
池口委員	清山地区などは区画整理がしてあって、きれいに整地してあります。
内田委員	50年くらい前にきちんと区画整理をして、畑にしてあります。畑にした時点で、耕作していない所も結構あります。
加川議長	他に皆様方から何かありますか。
加川議長	ないようでしたら、以上で定例会を終了します。
加川議長	次回の定例会は、2月10日金曜日午前9時30分から、本庁舎3階の大会議室で行います。
加川議長	以上をもちまして、第10回の農業委員会定例会を終了いたします。
7 閉会	午前10時20分

議事録署名委員

7番 魚山 英登

1番 森田 晴郎

